令和8(2026)年11月24日	資料１
令和８(2026)年度第２回栃木県地域医療構想調整会議	

今後の地域医療構想の進め方について

栃木県保健福祉部医療政策課

１　第１回会議でいただいた意見に対する対応方針について

２　本県における地域医療構想の進め方について

３　新たな「栃木県地域医療構想」の構成（案）について

１．第１回会議でいただいた意見に対する対応方針について

1　第１回会議でいただいた意見に対する対応方針について

議題２（新たな地域医療構想の進め方について）

委員名	項目	意見の内容	今後の対応方針
森委員	薬局の数、機能等の調査実施	• 資料９頁。地域医療構想策定ガイドラインでは、在宅医療の個別の課題の把握に当たっては薬局数等を把握し、必要な協議を進めることとされているが本日の資料には記載がない。「主な記載」なので記載漏れと推察するが、この点についてしっかりと対応していってほしい。 • 資料８頁。患者のアクセスの確保について、医薬品へのアクセスも重要な課題である。オンライン診療が広がりの併せて医薬品提供体制の構築も必要。まずは現状（薬局の数、機能等）の把握が重要である。	• 新たな地域医療構想の策定については、ガイドラインに沿って取組を進めていく。 • 医薬・生活衛生課と連携しながら、まずは新たな地域医療構想を検討するに当たり把握が必要なデータ項目を精査し、記載内容を検討する。
森委員	今後の協議体制	• 資料20頁。外来医療の「主な参加者」に薬剤師会が入っていないので、ここに明記してほしい。	• 当該資料は国資料をもとに作成したもの。あくまで「主な参加者」の記載であり、当然、薬剤師会が無関係とは考えていない。 • 各区域での調整会議には既に薬剤師会の参加を得ていることなどを参考にし、記載について検討していく。
菅間委員	医療機関機能の協議の進め方	• 新たな地域医療構想の策定に向け、重要なのは増加する高齢者に対する医療提供体制の構築であり、「高齢者救急」を中心に考えていく必要があるのではないか。 • 今後の調整会議において「急性期機能」だけに協議のスポットを当てるのではなく、高齢者救急や在宅医療の医療提供体制の確保に重きを置くべきと考える。	• 機能の内容としては、いずれの機能も地域医療に等しく必要な機能であり、それぞれの機能ごとに需要と供給の関係を十分考慮しながら協議していく。
佐田委員	人材確保に向けた数値目標の設定	• 資料11頁。医師確保について、医師だけでなく看護師、薬剤師、歯科医師などの医療関係職種ごとに2040年における必要数について数値目標を定めてはいかが。	• 医師については、ガイドラインにおいて診療領域毎の医師の必要数を把握することとされていることから、令和８年度策定の医師確保計画８期後期計画に基づく取組（データ分析）を踏まえ、令和10年度に構想における目標数の設定について、地域医療対策協議会で協議を行う。 • その他の職種については、国においてその必要数等を検討中のため協議状況を注視するとともに、所管課に対し当該意見内容及び医師についての対応方針を伝達し、検討を促す。

1　第１回会議でいただいた意見に対する対応方針について

議題３（構想区域の点検・見直しについて）

委員名	項目	意見の内容	今後の対応方針
本多委員	高齢者救急の定義	• 地域内で各医療機関機能を担う医療機関がアライアンス（業務提携）関係を組むことが重要である。しかし、「高齢者救急」の定義が曖昧なので、今後議論を進めていくに当たり明確にしてほしい。	• 各医療機関機能が具体的にどのような役割を担うかについて、区域毎に協議を進めていく。 • 「高齢者救急」の定義は示されていないため、今後の国の議論等も注視する。 • 地域医療の状況把握のため、データ分析結果を示しながら地域での必要量等について協議を進めていく。
菅間委員	役割分担のあり方	• 地域内での各医療機関機能を担う医療機関同士のアライアンス関係について、公立・公的病院の下に民間病院が入るというような上下関係ではなく、曖昧な形での役割分担であることを明確にしておく必要がある。	• 地域での協議においては、医療機関の関係ではなく、求められる医療提供・連携体制構築のための各医療機能の役割分担や連携のあり方等に主眼をおく。
菅間委員	患者のアクセスの確保	• 今後高齢者が増加する中で、患者のアクセスの確保という観点がより重要になってくることを念頭に置いた協議が必要である。	• 進展する高齢社会においては、医療機関へのアクセスや診療圏の縮小も重要な観点であり、在宅医療やオンライン診療の普及も念頭に置いて協議する。
佐田委員	将来的な構想区域の見直し時期	• 既に、８期医療計画の中で例えば小児医療圏や周産期医療圏でも異なる区域が設定されていることなどから、将来的には構想区域の見直しが必要になりうる。構想区域を次に見直すタイミングはいつになるか。	• 構想区域自体は2040年を見据えたものであるが、その中で必要に応じて見直しは可能。 • 新たな地域医療構想の策定後も、状況の変化よっては区域の見直し検討も行う。
依田委員	在宅医療に係る構想区域の設定	• 在宅医療は構想区域単位で行うことは面積が広すぎて現実的に不可能である。在宅医療に関しては考え方を変えることは可能か。	• 構想区域は地域医療提供体制検討における最上位概念であり、総論的な性質をもつ。 • 医療計画の中で各種医療圏を設定しており、引き続き在宅医療圏も設定する予定。在宅医療圏についての協議は在宅医療推進協議会にて行う。
千田委員代理	県西・県東区域のあり方	• 見直し検討対象となっている県西・県東区域の流出状況を見ると、両区域とも約４割が流出している状況であるが、これについては現実に受け皿があるということで問題なしと考えてよいか。	• 流出患者への医療提供については、流出先の区域の体制に含められている。区域内で完結を目指す医療、広域で対応すべき医療とあるので、それらを整理し、各区域での医療提供体制の検討を進めていく。

２．本県における地域医療構想の進め方について

新たな地域医療構想の協議体制について

- 新たな地域医療構想の下では、様々な分野の地域課題について協議を行っていくこととなる
- 新たな地域医療構想の策定に向けた取組を進めるにあたっても、既存の各分野の会議体を活用し、連携しつつ取り組みを進める

地域医療構想調整会議における検討事項等について

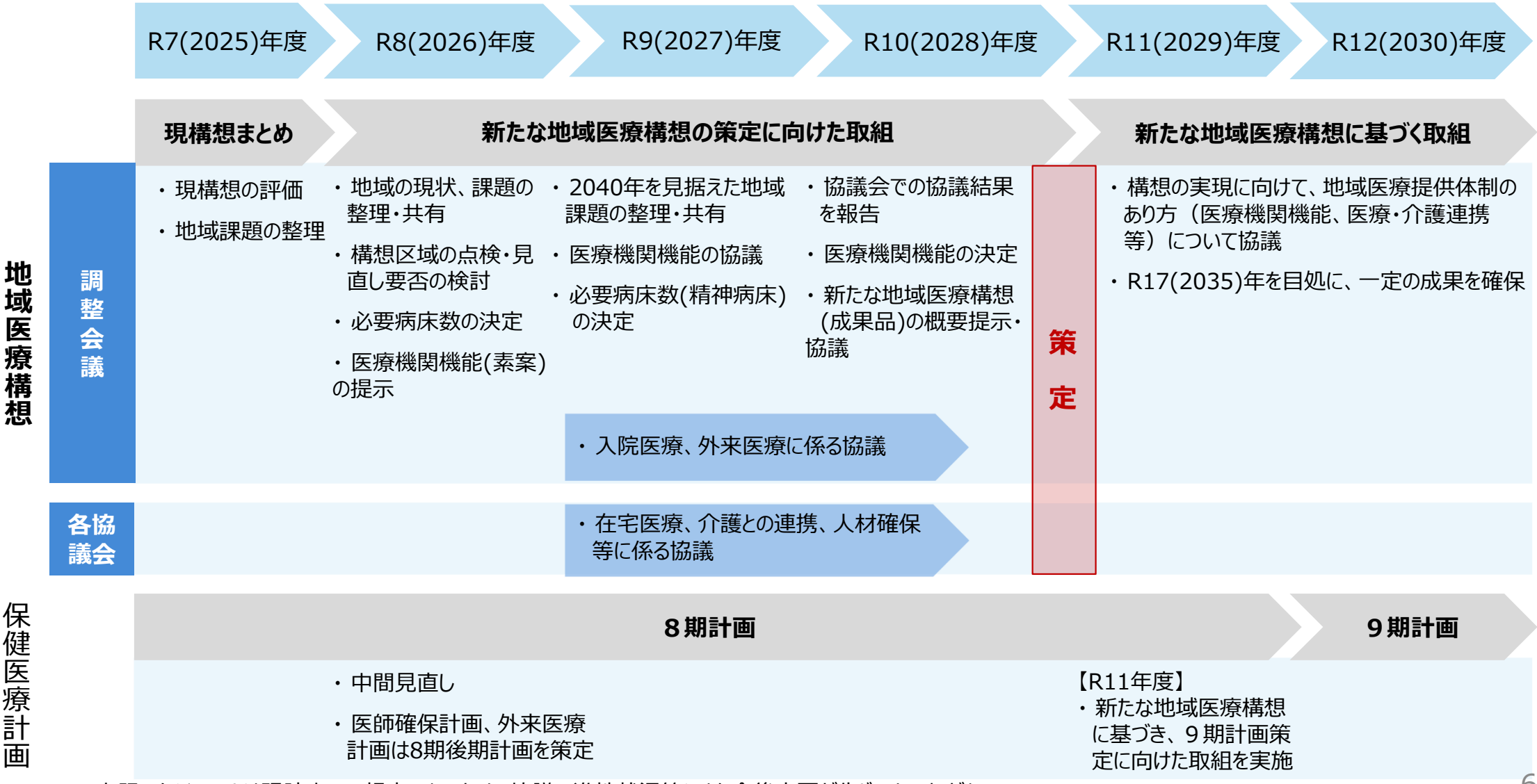
	具体的な検討事項	主な参加者	調整会議の他に関連する会議体
全体的な事項	• 地域医療構想の進め方	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会	
医療機関機能	• 構想区域ごとに確保すべき医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能）及び広域的な観点で確保すべき医療機関機能（医育及び広域診療機能）に着目した、医療機関機能の確保	医師会、病院団体	
外来医療	• 不足する医療提供のための方策（外来の機能分化・連携、診療所の承継支援、医師の派遣） • オンライン診療を含めた遠隔医療の活用、巡回診療の推進	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会	
在宅医療	• 不足する医療提供のための方策（在宅医療研修やリカレント教育の推進、医療機関や訪問看護の在宅対応力の強化、在宅患者の24時間対応の中小病院等による支援、巡回診療の整備） • D to P with Nによるオンライン診療や医療DXによる在宅医療の効率的な提供に向けた方策	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護関係団体、市町村 ※議題に応じて選定	栃木県在宅医療推進協議会
介護との連携	• 慢性期の医療需要に対する受け皿整備の検討（在宅医療、介護保険施設、療養病床） • 患者の状態悪化防止や必要時の円滑な入退院に向けた医療機関と介護施設等の具体的な連携	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護関係団体、市町村 ※議題に応じて選定	栃木県在宅医療推進協議会、栃木県高齢者支援計画推進会議、医療と介護の体制整備に係る協議の場
医療従事者の確保	• 区域における不足・都道府県内の偏在に対する方策（大学病院本院、関係団体と連携した取組を含む） ※ 既存の協議体で検討している場合、調整会議における検討が新たに必要となる事項について検討	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会 ※議題に応じて選定	栃木県地域医療対策協議会
精神病床	今後検討（R8年度末に国検討会とりまとめ発出予定）		栃木県地方精神保健福祉審議会
大学病院の役割・医師の派遣	• 医師派遣・配置、医学部地域枠、寄付講座等に関する連携パートナーシップの締結推進	医師会、大学病院本院、病院団体	栃木県地域医療対策協議会

※ 令和７年10月15日地域医療構想及び医療計画に関する検討会資料（厚生労働省）をもとに作成

新たな地域医療構想の策定に向けたスケジュール

スケジュール（全体）

- **調整会議では構想全体及び入院医療、外来医療に係る協議**を実施し、さらに、**各分野の協議会で在宅医療、介護との連携、人材確保等に係る協議**を行い、令和10(2028)年度末に新たな「栃木県地域医療構想」を策定する
- 新たな地域医療構想は令和12(2030)年度を始期とする保健医療計画(９期計画)の上位概念に位置づけられることとなる。保健医療計画(９期計画)の策定に向けた取組を令和11(2029)年度から開始



※　上記スケジュールは現時点での想定であるため、協議の進捗状況等により今後変更が生じるおそれがある。

新たな地域医療構想の策定に向けたスケジュール

スケジュール（R8(2026)年度予定）

	各区域の地域医療構想調整会議	栃木県地域医療構想調整会議
4~6月	○新たな地域医療構想策定に係るガイドラインの内容を整理 ○今後の調整会議のあり方（委員構成等）の検討	
7~9月	**○第１回地域医療構想調整会議の開催** ➢ 新たな栃木県地域医療構想の構成（案）の協議 ➢ 構想区域の点検・見直しについて協議（各区域における医療の現状把握、課題整理） ➢ 外来医療計画の協議（地域における外来医療機能の提示と地域外来医療について）	**○第１回栃木県地域医療構想調整会議の開催** ➢ 新たな地域医療構想の構成（案）の協議 ➢ 構想区域の点検・見直しに係る各区域での協議結果の報告、構想区域に係る県全体の方針決定 ➢ 医療介護総合確保基金の事後評価 ➢ 外来医療計画（全体版）素案の協議（概要版、冊子）
10~12月	**○第２回地域医療構想調整会議の開催** ➢ 医療機関機能について（概要説明） ➢ 区域毎の必要病床数（案）の協議 ➢ かかりつけ医機能についての協議 ○医療機関機能報告の実施	**○第２回栃木県地域医療構想調整会議の開催** ➢ 医療機関機能報告について（概要説明） ➢ 必要病床数（案）の提示 ➢ 外来医療計画（全体版）案の協議（概要版、冊子） → 協議の上、栃木県医療審議会保健医療計画部会へ
1~3月	**○第３回地域医療構想調整会議の開催** ➢ 区域毎の必要病床数の決定 ➢ 医療機関機能（素案）の提示 ➢ 外来医療計画の報告 ➢ 構想策定に向けたR9年度の取組について	**○第３回栃木県地域医療構想調整会議の開催** ➢ 2040年を見据えた地域課題、全域で対応すべき課題の共有 ➢ 区域毎及び県全体の必要病床数の決定 ➢ 医療機関機能（素案）の提示 ➢ 構想策定に向けたR9年度の取組について ➢ 外来医療計画の報告 ➢ かかりつけ医機能についての協議結果の報告

※　上記スケジュールは現時点での想定であるため、協議の進捗状況等により今後変更が生じるおそれがある。

３．新たな「栃木県地域医療構想」の構成（案）について

栃木県地域医療構想の構成（案）について（新旧対照表）

現行の栃木県地域医療構想

第１章　全体構想

１　策定の趣旨等

２　本県における医療提供体制の現状等
（1）主な医療機関数
（2）主な医療従事者数（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）
（3）在宅療養支援診療所及び訪問看護ステーション数
（4）介護施設等の整備数

３　本県における少子高齢化の進行と医療需要の変化
（1）少子高齢化の進行
① 将来人口
② 高齢者単独・夫婦のみ世帯数
③ 人口動態における死亡の状況
（2）高齢化に伴う医療需要の変化
① 入院医療及び在宅医療等の医療需要推計
② 入院医療需要の年齢階級別推計
③ 入院医療需要の病床機能別推計
④ 入院医療需要の主要診断群別推計
⑤ 主な疾病の入院医療需要推計
⑥ 圏域を超える入院医療需要（流出入）の推計

新たな栃木県地域医療構想（案）

第１章　全体構想（精神医療を除く）

１　策定の趣旨等

２　本県における医療提供体制の現状等
（1）主な医療機関数
（2）主な医療従事者数（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）
（3）在宅療養支援診療所及び訪問看護ステーション数
（4）介護施設等の整備数

３　本県における将来の医療需要
（1）少子高齢化の進行
① 将来人口
② 高齢者単独・夫婦のみ世帯数
③ 人口動態における死亡の状況
（2）人口構造の変化に伴う医療需要の変化
① 入院医療及び在宅医療等の医療需要推計
② 入院医療需要の年齢階級別推計
③ 入院医療需要の病床機能別推計
④ 入院医療需要の主要診断群別推計
⑤ 主な疾病の入院医療需要推計
⑥ 圏域を超える入院医療需要（流出入）の推計

※　構成については、今後、策定に向けた協議を進める中で引き続き検討する。

栃木県地域医療構想の構成（案）について（新旧対照表）

現行の栃木県地域医療構想

4　本県における地域医療構想区域

5　本県において目指すべき将来の医療提供体制
(1) 2025年における医療機能別の医療需要及び必要病床数
(2) 将来の医療需要に対応した医療提供体制構築の方向性
　① 入院医療
　② 在宅医療等
(3) 栃木県保健医療計画の施策等との整合
　① ５疾病・５事業・在宅医療の推進施策との整合
　② 疾病対策協議会等との連携

6　目指すべき医療提供体制の実現に向けて
(1) 医療機能の分化・連携
(2) 在宅医療等の充実
(3) 医療従事者の養成・確保
(4) その他医療機能の充実及び連携体制の強化
(5) 施策の見直し

7　地域医療構想の推進体制等
(1) 推進体制
(2) 各関係者等の役割
(3) 進行管理体制

※　構成については、今後、策定に向けた協議を進める中で引き続き検討する。

新たな栃木県地域医療構想（案）

4　本県における地域医療構想区域

5　本県において目指すべき将来の医療提供体制
(1) 医療機関機能及び2040年における医療機能別の必要病床数
(2) 将来の医療需要に対応した医療提供体制構築の方向性
　① 入院医療
　② 外来医療
　③ 在宅医療
　④ 介護との連携
　⑤ 医療人材の確保
(3) 栃木県保健医療計画の施策等との整合
　① 地域医療構想の位置づけ
　② ５疾病・６事業・在宅医療の推進施策との整合
　③ 外来医療計画、医師確保計画との整合
　④ 疾病対策協議会等との連携

ガイドライン記載の５項目について①～⑤として記載

6　目指すべき医療提供体制の実現に向けて
(1) 医療機能の分化・連携
(2) 休日・夜間も含めた持続可能な外来医療提供体制の確保
(3) 在宅医療等の充実
(4) 入院医療、在宅医療、介護施設の役割分担の整理、連携体制の構築
(5) 医療従事者の養成・確保
(4) その他医療機能の充実及び連携体制の強化
(5) 施策の見直し

7　地域医療構想の推進体制等
(1) 推進体制
(2) 各関係者等の役割
(3) ロジックモデルの活用
(4) 地域医療構想の見直し

ガイドラインに即し、ロジックモデルを活用

栃木県地域医療構想の構成（案）について（新旧対照表）

現行の栃木県地域医療構想

第２章　構想区域別地域医療構想

１　県北地域医療構想

１　構想区域の医療等の概要

（1）地域特性
（2）人口動態
（3）医療機関等
（4）医療従事者
（5）受療動向の概要
（6）介護施設数（入所施設の定員）

２　2025年の医療需要と必要病床数

３　医療機能の分化・連携に向けた課題等

【高度急性期・急性期】
【回復期】
【慢性期・在宅医療等】
【特に取組を要するその他の課題等】

４　目指すべき医療提供体制を実現するための施策

【医療機能分化・連携の促進】
【在宅医療等の充実】
【医療従事者の養成・確保】

※1

新たな栃木県地域医療構想（案）

第２章　構想区域別地域医療構想（精神医療を除く）

１　県北地域医療構想

１　構想区域の医療等の概要

（1）区域設定の理由
（2）地域特性
（3）人口動態
（4）医療機関等
（5）医療従事者
（6）受療動向の概要
（7）介護施設数（入所施設の定員）

２　区域内の各医療機関が担う医療機関機能

３　2040年の必要病床数及び医療機能の分化・連携に向けた課題等

【高度急性期・急性期】
【包括期】
【慢性期・在宅医療等】
【特に取組を要するその他の課題等】

４　目指すべき医療提供体制を実現するための施策

【医療機能分化・連携の促進】
【外来医療・在宅医療等の充実】
【医療と介護の連携】
【医療従事者の養成・確保】

※2

回復期と一部の急性期に該当する区分として、新たに包括期が設定

医療機関機能を踏まえた役割分担の整理について記載

医療と介護の連携がいっそう重要になるため、項目を新設

※　構成については、今後、策定に向けた協議を進める中で引き続き検討する。

栃木県地域医療構想の構成（案）について（新旧対照表）

現行の栃木県地域医療構想

5　構想の推進体制及び関係者の役割

1　県北地域医療構想

(1) 推進体制

(2) 関係者の役割

【県・健康福祉センター（保健所）】
【市町】
【保険者】
【医療機関等】
【介護事業者等】
【住民】

※1

2　県西地域医療構想

※1と同内容

3　宇都宮地域医療構想

※1と同内容

4　県東地域医療構想

※1と同内容

5　県南地域医療構想

※1と同内容

6　両毛地域医療構想

※1と同内容

新たな栃木県地域医療構想（案）

5　構想の推進体制及び関係者の役割

1　県北地域医療構想

(1) 推進体制

(2) 関係者の役割

【県・健康福祉センター（保健所）】
【市町】
【保険者】
【医療機関等】
【介護事業者等】
【住民】

※2

2　県西地域医療構想

※1と同内容

3　宇都宮地域医療構想

※1と同内容

4　県東地域医療構想

※1と同内容

5　県南地域医療構想

※1と同内容

6　両毛地域医療構想

※1と同内容

【別冊】

・医療機関機能一覧表（構想区域ごと）

※　構成については、今後、策定に向けた協議を進める中で引き続き検討する。

栃木県地域医療構想の構成（案）について（新旧対照表）

現行の栃木県地域医療構想	新たな栃木県地域医療構想（案）
（新設）	**第３章　精神医療に係る地域医療構想** **１　策定の趣旨等** **２　本県における精神医療提供体制の現状等** （1）主な医療機関数 （2）主な医療従事者数 ・・・ **３　本県における将来の精神医療需要** ・・・ ・・・ **【別冊】** ・医療機関機能一覧表（構想区域ごと）

※　新たな地域医療構想のうち精神医療分野については現在国検討会にて検討中（令和８年度末にとりまとめ発出予定）のため、新たな地域医療構想への記載については今後検討

※　構成については、今後、策定に向けた協議を進める中で引き続き検討する。